

豊川市低入札工事監督強化実施要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか豊川市の発注に係る建設工事において、予定価格に比して著しく低い価格で契約を締結した場合に施工体制及び監督体制を強化し、契約内容に適合した施工と工事目的物の品質の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札工事 豊川市が発注する建設工事のうち、契約金額が調査基準価格に満たない工事をいう。
- (2) 発注担当課 豊川市にあつて競争入札に係る建設工事を発注する課をいう。
- (3) 落札者 低入札工事において、豊川市から直接当該低入札工事を請け負う建設業者をいう。

(重点監督体制)

第3条 監督体制は、専任監督職員、主任監督職員及び総括監督職員（以下「監督員」という。）で構成するものとする。

(重点施工体制)

第4条 落札者が低入札工事の契約日の属する年度の前2年度に完成した豊川市発注の工事に係る工事成績評定において6.5点未満の評価の通知を受けた者であったときは、発注担当課の長は、落札者に対し、豊川市公共工事契約約款第1.1条に定める現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者のほか、工事目的物の品質の確保のため、工事現場の技術的点検等を行う工事現場の専任の技術者であつて、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者（以下「補助管理技術者」という。）を置き、補助管理技術者通知書（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に定める要件を満たすものであること。

(2) 落札者と常勤の雇用関係にある者であること。

- 2 発注担当課の長は、補助管理技術者が前項の要件を満たさないことが明らかとなった場合は、落札者に対し、前項の要件を満たさない者に替えて、前項の要件を満たす他の者を補助管理技術者とするよう求める。
- 3 前項の場合において、落札者が速やかに第1項の要件を満たす者を補助管理技術者としなないときは、発注担当課の長は、落札者に対し、工事の中止その他必要な措置をとるものとする。

(重点点検等)

第5条 監督員は、低入札工事の施工体制の点検に当たっては別表1に定める点検を実施しなければならない。ただし、契約金額が2,500万円未満の工事については別表1に定めるもののうち、施工計画の重点点検及び合同重点点検を実施するものとする。

- 2 監督員は、施工計画の重点点検を行ったときは重点点検簿（様式第2号）に、監視点検を行ったときは、監視点検簿（様式第3号）に、合同重点点検を行ったときは、合同重点点検簿（様式第4号）にそれぞれ点検内容を記録しなければならない。
- 3 発注担当課の長は、必要に応じ、監督員に対し、第2項に係る記録の内容の報告を求めることができるものとする。
- 4 監督員は、施工体制の重点点検、監視点検及び合同重点点検の結果、工事施工に関し不適切な事項が認められた場合には、発注担当課の長に対し、速やかに当該不適切事項を報告しなければならない。
- 5 発注担当課の長は、前項の報告を受けた後、落札者に対し、速やかに当該不適切事項を是正するよう指導を行わなければならない。
- 6 発注担当課の長は、前項の指導及び当該指導に係る改善状況等についてそれぞれ該当する点検簿に記録しなければならない。
- 7 発注担当課の長は豊川市工事監督要領第22条1項に定める検査の手続きを行う時は、低入札工事重点監督報告書（様式第5号）に重点点検簿、監視点検簿及び合同重点点検簿を添付し契約検査課長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市低入札工事監督強化実施要領の規定に基づいて作成されている様式第1号は、改正後の豊川市低入札工事監督強化実施要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。